

1 この間の情勢

- ・ 2013年12月6日 秘密保護法の制定
- ・ 2014年7月1日 集団的自衛権行使容認の閣議決定
- ・ 2015年9月19日 戦争法制の制定
- ・ 2021年6月16日 土地利用規制法の制定
- ・ 2022年2月24日 ロシアのウクライナ侵攻
- ・ 2022年12月 安保3文書改定の閣議決定
- ・ 2023年10月 パレスチナ・イスラエル戦争 (wikipedia より)
- ・ 2024年2月27日 「重要経済安保情報保護・活用法案」の閣議決定
- ・ 2024年4月9日 「重要経済安保情報保護・活用法案」の衆議院での可決

2 「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」の概要

(1) 目的（1条）

「この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを的確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。」

(2) 重要経済安保情報の指定（3条）

- ・ 行政機関の長が、その行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報で公になっていないもののうち、その漏えいが国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密及び特定秘密を除く）を重要経済安保情報として指定する。

※重要経済基盤

我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提

供体制並びに国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網のこと。

※重要経済基盤情報

①外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究、②重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する核心的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの、③①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報、④②③に掲げる情報の収集整理又はその能力。

(3) 有効期間（4条）

- ・ 原則5年。5年ずつ延ばすことができる。最長30年。でも例外として最長60年。でも例外として60年を超えることもできる。（なんじゃそりゃ）

(4) 職員の範囲の指定（5条）

- ・ 重要経済安保情報を扱うことのできる職員の範囲を指定する。

(5) 都道府県警察との相互の提供その他の機関等への提供

- ・ 警察庁は重要経済安保情報を都道府県警察に提供することができる（7条1項）。都道府県警察が保有する重要経済安保情報の提供を求めることもできる（同条3項）。
- ・ 外国へも提供できる（8条）。
- ・ 国会や裁判所などへも提供できる（9条）。

(6) 適合事業者への提供

- ・ 適合事業者へ提供できる（10条）。

(7) 取扱者の制限（11条）

- ・ 適性評価を受けた者に制限する（1項）。
- ・ 特定秘密保護法上の適性評価の結果に係る情報を利用することも可能（3項）。

(8) 適性評価（12条）

- ・ 重要経済基盤毀損活動（重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。）との関係に関する事項。評価対象者の配偶者（内縁・事実婚も含む）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母及び子、及び同居人、の氏名、生年月日、国籍、住所を含む。
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項。
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項。
- ・ 薬物の濫用影響に関する事項。
- ・ 精神疾患に関する事項。

- ・ 飲酒についての節度に関する事項。
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項。
- ・ 原則として評価対象者の同意が必要（3項）。

(9) 苦情の申出（14条）

- ・ 適性評価に対して苦情を申し出ることができる。

(10) 県警本部長による適正評価（15条）

(11) 国民の人権へ及びマスコミの取材行為の配慮（21条）

(12) 罰則

- ・ 重要経済安保情報の漏えいや取得は5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金またはその両方。
- ・ 過失犯も処罰される（1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金など。）
- ・ 共謀、教唆、扇動も処罰される（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金など）。

3 重要経済安保情報保護・活用法案の問題点

- ・ 「重要経済基盤」「重要経済基盤情報」「重要経済基盤毀損活動」などの定義・範囲がいまい。どこまでも拡大するおそれ。
- ・ 適性評価の対象者が膨大。しかも民間人。
- ・ 適性評価の内容がプライバシーに関わりすぎ。関係者も広範。
- ・ 内閣総理大臣に適性評価に関する情報が集中する。
- ・ 国会への報告と公表を義務付け（19条）、附則に指定及び解除の適正を確保するために必要な方策を検討することとしたが不十分。

4 あきらめずに頑張ろう！

- ・ そもそも必要？今までなかったのに急になんで？→ 戦争するため。武器作るため。
- ・ 特定秘密にあたらない情報を秘密指定する点や、膨大な民間人を適性評価の対象とする点など、特定秘密保護法に勝るとも劣らないひどさ。→「経済安保版秘密保護法」
- ・ 特定秘密保護法にあれだけ反対できたのだから、今回も同じような反対のうねりを作ることができるはず。
- ・ まだ参議院がある。とにかく広く問題点を知ってもらおう。
- ・ これ以上、政府が国民の情報を収集し、独占し、秘密にすることを許すな！

以上